

商工会員事業所の皆様方へ

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

商工会では、事業主や従業員の皆様方の生活をお守りする様々な共済・保険をご用意しておりますので、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

詳しい内容につきましては、鎌ヶ谷市商工会（443-5565）までご遠慮なくお問い合わせください。

商工会の主な共済制度

制度名	主な保障・補償内容	主な特長
業務災害保険	企業を守る補償 「使用者賠償責任補償」 「法律相談費用補償」 役員・従業員の皆さまを守る補償 「死亡補償・後遺障害補償」	団体割引で一般加入の最大約56%割安にて加入可能 労災の給付決定を待たずに保険金の支払 従業員の人数報告不要(パート・アルバイトも補償対象) 建設業の場合「経堂事項審査制度」の加点ポイント 保険料は全額損金処理
所得補償保険	病気やケガで就業不能となった場合に、 最長1年間の所得を補償	団体割引30%適用で割安な保険料 会社を休む原因がケガ・病気のいずれでも補償対象 入院だけでなく自宅療養も補償 業務中・業務外は関係なく補償
会員福祉共済	「けが」の補償(月額2,000円) 職種・年齢・性別問わず 「病気」の補償(月額1,000円)追加 病気入院補償 「がん」の補償(月額3,000円) 職種・年齢・性別問わず 「生命」保障	仕事・仕事外・交通事故や家庭内でのケガの補償 3日目からケガによる通院共済金(1日あたり3,000円) 1日目から疾病による入院共済金(1日あたり5,000円) 個人賠償責任保険が付帯 (日常生活における様々な法律上の賠償事故の補償)
貯蓄共済	貯蓄型の「生命」保障 10年満期・5年満期	職種・年齢・性別問わず、掛金は1口月額2,000円 万が一の時には、死亡共済金と積立金 満期時には、満期金あり
小規模共済	経営者・事業主の退職金制度	国が運営する安心な制度 掛金は、毎月1,000円～70,000円まで、しかも全額所得控除 廃業・退職時に、共済金の受取
特定退職金共済	従業員の退職金制度	一人につき、月額1,000円～30,000円 全額損金または必要経費 従業員の確保と定着化が図れる

※その他PL保険、火災共済、自動車共済等々、皆様方の事業活動をお助けする共済を取り扱っておりますので、お気軽にお問い合わせください。